



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(四一)

○道路交通法の一部を改正する法律(四二)

○都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(四三)

〔政令〕

○司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(一七九)

○年金生活者支援助付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令(一八〇)

〔省令〕

○公害紛争処理法施行規則の一部を改正する省令(総務五九)

○伝統的建造物群保存地区に関する条例の制定等の場合の報告に関する規則の一部を改正する省令(文部科学二一)

○厚生労働省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一一八)

○年金生活者支援助付金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同一一九)

○水道法施行規則の一部を改正する省令(同一二〇)

○厚生労働省・国土交通省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働・国土交通一)

○航空法関係手数料規則の一部を改正する省令(国土交通五四)

〔告示〕

○情報通信ネットワーク安全・信頼性基準の一部を改正する件(総務一八八)

〔公告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係
特殊法人等

司法書士名簿登録等関係
会社その他
会社決算公告

本号で公布された
法令のあらまし

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(法律第四一号)(内閣府本府)

1 昨年一二月に関議決定した対応方針に基づき、次の(一)及び(二)について、関係法律の改正を行うこととした。
(一)住民に身近な行政を地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするため、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲を行うこと。
(二)地方が自らの発想でそれぞれの地域に合った行政を行うことができるようにするため、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等を行うこと。

2 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を経過した日から施行することとした。

◇道路交通法の一部を改正する法律(法律第四二号)(警察庁)

1 高齢運転者対策の推進に関する規定の整備
(一) 運転技能検査に関する規定の整備(第九七条の二及び第一〇一条の四関係)
(1) 七五歳以上の者(普通自動車対応免許を現に受けている者であつて、一定の基準に該当するものに限り)は、運転免許証の更新を受けようとする場合には、運転免許証の更新期間が満了する日前六月以内に、普通自動車等の運転について必要な技能に関する検査(以下「運転技能検査」という)を受けていなければならないこととした。
運転免許が失効した後六月以内の者等が運転免許の再取得に係る運転免許試験の一部の免除を受けようとする場合も同様とする

2 公安委員会は、運転技能検査の結果が一定の基準に該当する者に対し、運転免許証の更新又は運転免許試験の一部の免除をしないことができることとした。

(一) 申請による運転免許の付与等に関する規定の整備(第九一条の二関係)
(1) 運転免許を受けた者は、公安委員会に対し、運転免許に、その者が運転することができない自動車等の種類を限定するなど一定の条件を付し、又はこれを変更することを申請することができることとした。

(2) (1)による申請を受けた公安委員会は、当該申請に係る運転免許に条件を付し、又は当該申請に係る運転免許に付されている条件を変更するものとした。

(三) 運転免許取得者等検査の認定に関する規定の整備(第九七条の二、第一〇一条の四及び第一〇八条の三の三関係)
(1) 運転免許を現に受けている者等に対し加齢に伴って生ずるその者の身体の機能又は運転の技能の低下が自動車等の運転に及ぼす影響を確認するための検査を、自動車教習所である施設その他の施設を用いて行う者は、その方法の区分ごとに、公安委員会に申請して、当該検査が一定の基準に適合している旨の認定を受けることができることとした。

(2) (1)の認定を受けた検査のうち認知機能検査又は運転技能検査と同等の効果がある方法の基準に適合するものについて、認知機能検査又は運転技能検査と同様に取り扱うこととした。

2 運転免許の受験資格の見直し等に関する規定の整備
(一) 運転免許の受験資格の特例に関する規定の整備(第九六条関係)
(1) 一定の教習を修了した者は、普通自動車免許等を受けていた期間が通算して一年以上である場合には、大型自動車免許及び中型自動車免許の運転免許試験を受けることができることとした。
(2) 一定の教習を修了した者は、一九歳以上であり、かつ、普通自動車免許等を受けていた期間が通算して一年以上である場合には、第二種運転免許の運転免許試験を受けることができることとした。

(2) 公安委員会は、運転技能検査の結果が一定の基準に該当する者に対し、運転免許証の更新又は運転免許試験の一部の免除をしないことができることとした。

(2) 公安委員会は、運転技能検査の結果が一定の基準に該当する者に対し、運転免許証の更新又は運転免許試験の一部の免除をしないことができることとした。

(2) 公安委員会は、運転技能検査の結果が一定の基準に該当する者に対し、運転免許証の更新又は運転免許試験の一部の免除をしないことができることとした。

(2) 公安委員会は、運転技能検査の結果が一定の基準に該当する者に対し、運転免許証の更新又は運転免許試験の一部の免除をしないことができることとした。

(2) 公安委員会は、運転技能検査の結果が一定の基準に該当する者に対し、運転免許証の更新又は運転免許試験の一部の免除をしないことができることとした。

(2) 公安委員会は、運転技能検査の結果が一定の基準に該当する者に対し、運転免許証の更新又は運転免許試験の一部の免除をしないことができることとした。

(2) 公安委員会は、運転技能検査の結果が一定の基準に該当する者に対し、運転免許証の更新又は運転免許試験の一部の免除をしないことができることとした。

3 整備

(一) 妨害運転に対する罰則の創設(第一一七条の二及び第一一七条の二の二関係)

(1) 他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反行為であつて、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした者に対する罰則を創設することとした。

(2) (1)の罪を犯し、よつて高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた者に対する罰則を創設することとした。

(二) 若年運転者講習に関する規定の整備(第一〇二条の三、第一〇八条の二、第一〇八条の三の三、第一〇八条の四及び第一〇八条の五関係)

(一)の特例により取得した特例取得免許を現に受けている者であつて、特例取得免許を最初に受けた日から二一歳に達するまでの間(特例取得免許を受けていない期間及び二〇歳に達した日以後特例取得免許のうち中型自動車免許のみを受けている期間を除く。以下「若年運転者期間」という。)に自動車等の運転に關し道路交通法(昭和三十五年法律第一〇五号)の規定等に違反する行為をし、当該行為が一定の基準に該当することとなつたものに対し、若年運転者講習の受講を義務付けることとした。

(2) 公安委員会は、若年運転者講習を指定講習機関に行わせることができることとした。

(三) 若年運転者期間に係る取消しに関する規定の整備(第一〇四条の二の四関係)

公安委員会は、若年運転者講習の通知を受けた者が若年運転者講習を受けないと認めるとき又は若年運転者講習を終了した者が、当該講習を終了した後若年運転者期間が経過することとなるまでの間に自動車等の運転に關し道路交通法の規定等に違反する行為をし、当該行為が一定の基準に該当することとなつたときは、その者が受けている特例取得免許を取り消さなければならないこととした。

悪質・危険運転者対策の推進に関する規定の整備

4

(一) 運転免許を受けることができない期間等に関する規定の整備(第九〇条、第一〇三条及び第一〇七条の五関係)

公安委員会は、運転免許を受けた者が(一)の(2)の行為をしたときは、その者の運転免許を取り消すことができることとするともに、三年以上一〇年を超えない範囲内で当該処分を受けた者が運転免許を受けることができない期間を指定すること等ができることとした。

(二) 運転免許の効力の仮停止に関する規定の整備(第一〇三条の二関係)

(一)の(2)の行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた場合について、運転免許の効力の仮停止の対象とすることとした。

(三) 普通自転車

(一) 普通自転車の定義に係る規定等の見直しに關する規定の整備(第二条、第一七条及び第六三条の三関係)

(1) 車体の大きさ及び構造が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして一定の基準に該当する車両を押し歩いて歩いている者は、歩行者とすることとした。

(2) 車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものとして一定の基準に該当する車両は、自転車道を通行することができることとした。

(3) 普通自転車の定義を見直し、四輪以上の自転車についても、普通自転車に該当し得ることとした。

(二) 停車及び駐車を禁止する場所の規制から除外する対象の拡大に関する規定の整備(第四四関係)

停車及び駐車を禁止する場所の規制から除外する対象に、自家用有償旅客運送等の用に供する自動車が、乗客の乗降等のための乗合自動車の停留所等における停車又は駐車であつて、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、かつ、道路又は交通の状況により支障がないことについて、関係者が合意し、その旨を公安委員会が公示したものを加えることとした。

5

(一) 車輪止め装置の取付けの措置による違法駐車行為の防止に係る規定の削除(第五一条の二関係)

車輪止め装置の取付けの措置による違法駐車行為の防止に係る規定を削除することとした。

(二) 初心運転者標識に係る規定の見直しに関する規定の整備(第七一条及び第七一条の五関係)

(1) 準中型自動車免許を受けた者で当該準中型自動車免許を受けていた期間が通算して一年に達しないものは、普通自動車の前面及び後面に初心運転者標識を付けないで普通自動車を運転してはならないこととした。

(2) 自動車を運転する場合において、初心運転者標識等の表示義務がある者が当該標識等を付けた準中型自動車を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該準中型自動車の側方に幅寄せをするなどしてはならないこととした。

(三) 運転免許試験の一部免除に関する規定の整備(第九七条の二及び第一〇八条の三の二の二関係)

運転免許が失効した後六月以内の者等が運転免許の再取得に係る運転免許試験の一部免除を受けようとする場合において、更新時講習又は高齢者講習と同等の効果がある講習等を受けた者を、更新時講習又は高齢者講習を受けた者と同様に取扱いすることとした。

(四) 診断書提出命令に関する規定の整備(第一〇二条関係)

公安委員会は、運転免許試験に合格した者又は運転免許を受けた者が一定の病気等に該当する疑いがあるときは、一定の要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずることができることとした。

(五) 所要の経過措置を設けることとした。

(一) 施行期日

(1) (2)及び(3)を除き、この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(法律第四三三号)(国土交通省)

一 都市再生特別措置法の一部改正関係

1 民間都市開発推進機構は、国土交通大臣の認定を受けた都市再生事業等の施行に要する費用の一部として、建築物の利用者等に有用な情報の収集等を行うための設備の整備に要する費用について支援できることとした。(第二九条及び第七一条関係)

2 市町村は、単独で又は共同して、都市再生整備計画及び立地適正化計画を作成すること並びに市町村都市再生協議会を組織できるとし、市町村等は、市町村都市再生協議会に、関係する公共交通事業者、公共施設の管理者、公安委員会等を構成員として追加できることとした。(第四六条第一項、第八一条第一項及び第一一七条関係)

3 市町村は、滞在及び交流の促進を図るため、公共公益施設の整備等が必要な区域(以下「滞在快適性等向上区域」という。)を都市再生整備計画に記載できることとした。(第四六条第二項関係)

4 市町村は、滞在快適性等向上区域内の土地所有者等が実施する滞在快適性等向上施設等(広場、並木、店舗その他の滞在の快適性等の向上に資する施設等をいう。以下同じ。)の整備等に関する事業であつて、市町村が実施する事業と一体的に実施されるもの等(以下「一体型滞在快適性等向上事業」という。)に關する事項について、都市再生整備計画に記載できること等とした。(第四六条第三項及び第四項並びに第四六条の二、第四六条の八関係)

(2) 3については、公布の日から起算して二〇日を経過した日から施行することとした。

(3) 4の(一)から(四)までについては、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。